

政府への申し入れ・交渉（2007年6月8日）の資料（修正：回答データ追加、順番変更等）

**資料1** 北川れん子衆議院議員質問主意書に対する政府答弁書

放射線業務については、労働安全衛生法及び電離放射線障害防止規則により、個々の放射線業務従事者につき被ばく限度を超えないことが事業者に義務付けられ、その遵守が徹底されているところであって、健康管理手帳による離職後の健康管理が必要とまでは言えないと考えている。

**資料2** 累積個人線量が20mSv以上の被曝労働者

放射線管理手帳の発行者数 34,362人 放射線従事者 39,796人

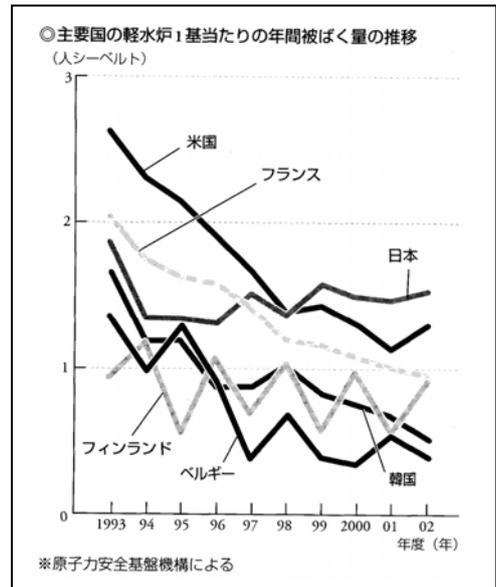
原発の被曝労働者の累積被曝線量 2884人・Sv（2004年度末まで）

累積個人線量20mSv以上の人数は、35,031人で、全体の12.8%

Ⅲ期調査の資料の線量グループ別の労働者数資料から  
（調査対象 男性274560人、線量は2002年度までの累積値）

線量mSv	<10	10-	20-	50-	100-
人数	217,572	21,957	20,644	9,062	5,325

**資料3** 主要国の軽水炉1基当たりの年間被曝量の推移



**資料4** アメリカの被曝補償

1. エネルギー省雇用者職業病補償（鉱山、濃縮、原発、再処理、研究施設等の核開発関連施設）

([http://www.dol.gov/esa/regs/compliance/owcp/eeoicp/statistics/WebPages/BWXT\\_prev\\_B+W.htm](http://www.dol.gov/esa/regs/compliance/owcp/eeoicp/statistics/WebPages/BWXT_prev_B+W.htm)) より作成

Part B：2001年7月31日から開始、2004年10月27日まで 対象は放射線被害とベリリウム被害

Part E：2004年10月28日から開始、現在進行中 対象は拡張され、化学物質の吸入を含む

補償対象疾病

骨ガン、腎臓ガン、白血病（慢性リンパ球性白血病を除く、最初の被曝から最低2年経過して発症）、肺ガン<sup>1</sup>  
最初の被曝から少なくとも5年経過して発症した以下の疾病

多発性骨髄腫、リンパ腫（ホジキン病を除く）、以下の原発性がん

甲状腺、男性または女性の胸、食道、胃、咽頭、小腸、膵臓、胆管、胆嚢、膀胱、脳、結腸、卵巣、肝臓<sup>2</sup>

1: other than in situ lung cancer that is discovered during or after a post-mortem exam

2: except if cirrhosis or hepatitis B is indicated

エネルギー省雇用者職業病補償状況（集計は2007年5月9日のデータを使用）

Part B			Part E		
申請	支給	Bの全補償額	申請	支給	Eの全補償額
82315	24191	\$1,963,581,239	62887	5490	\$651,351,250

SHIPPINGPORT 原発：PartB(Claims 160, Paid 3, \$450,000)、PartE(Claims 56, Paid 1, \$575,000)

申請は多いが、認定率が非常に低い

2. 被曝補償法(Radiation Exposure Compensation Act) による補償状況

(<http://www.usdoj.gov/civil/torts/const/reca/index.htm>) より作成

## 被曝補償法の対象者と対象疾病

対象者	対象疾病
ウラン採掘者	primary lung cancer certain nonmalignant respiratory diseases.
ウラン粉碎者	上に renal cancer, other chronic renal disease including nephritis and kidney tubal tissue injury. を加える
鉱石運搬者	上に同じ
風下住民	leukemia (other than chronic lymphocytic leukemia), multiple myeloma, lymphomas (other than Hodgkin's disease), primary cancer of the thyroid, male or female breast, esophagus, stomach, pharynx, small intestine, pancreas, bile ducts, gall bladder, salivary gland, urinary bladder, brain, colon, ovary, or liver (except if cirrhosis or hepatitis B is indicated), or lung.
実験場関係者	上に lung cancer を加える,

## 被曝補償法の申請・補償状況（2007年5月29日までの累積）

申請者	Total	却下	保留	認定	認定率(%)	補償額
風下住民	14,841	3,129	643	11069	78.0	\$553420000
実験場関係者	2,601	1,376	127	1098	44.4	\$78360388
ウラン採掘者	7,382	2,635	230	4517	63.2	\$450998560
ウラン粉碎者	1,260	228	53	979	81.1	\$97900000
鉱石運搬者	293	66	13	214	76.4	\$21400000
計	26,377	7,434	1,066	17,877	70.6	\$1,202,078,948

## 3. 被曝兵士の補償

### 被曝兵士特有の21疾病

- (1) Leukemia (other than chronic lymphocytic leukemia) (2) Cancer of the thyroid (3) Cancer of the breast  
 (4) Cancer of the pharynx (5) Cancer of the esophagus (6) Cancer of the stomach  
 (7) Cancer of the small intestine (8) Cancer of the pancreas (9) Multiple myeloma  
 (10) Lymphomas (except Hodgkin's disease) (11) Cancer of the bile ducts. (12) Cancer of the gall bladder.  
 (13) Primary liver cancer (except if cirrhosis or hepatitis B is indicated)  
 (14) Cancer of the salivary gland (15) Cancer of the urinary tract (16) Bronchiolo-alveolar carcinoma

Note: For the purposes of this section, the term ``urinary tract`` means the kidneys, renal pelves, ureters, urinary bladder, and urethra.

### 補償の現状（未完）

### 資料5 マーシャルの被曝補償

(<http://www.nuclearclaimstribunal.com/text.htm> より作成)

### 対象疾病（13以下省略、全部で36種類）

1	Leukemia (other than chronic lymphocytic leukemia)	2	Cancer of the thyroid
3	Cancer of the breast	4	Cancer of the pharynx
5	Cancer of the esophagus	6	Cancer of the stomach
7	Cancer of the small intestine	8	Cancer of the pancreas
9	Multiple myeloma	10	Lymphomas (except Hodgkin's disease)
11	Cancer of the bile ducts	12	Cancer of the gall bladder

### 補償の現状（未完）

2003年終わりまでの補償は、8300万ドル、1,865人、その約2/3に甲状腺の異状がある

2005年1月、アメリカは、マーシャル諸島政府の追加補償金請求（2000年）約32億ドルを拒否

## 資料6 英原子力産業の放射線関連疾病補償スキーム

(<http://www.csrlid.org.uk/default.php>) より作成

- このスキームにより、裁判無しに補償が実現する。
- 1982年、BNFLとユニオン(Trade Union)との間で、裁判によらない補償として導入。最初は死亡のみ対象
- 1987年に病的状態も含まれた。
- 1987年にUnited Kingdom Atomic Energy Authority (UKAEA) 労使が参入
- その後多くの労使が参入し、英国の670万のユニオンのうち、470万をカバーしている。

### Employers

British Nuclear Fuels plc, United Kingdom Atomic Energy Authority, Urenco Capenhurst Ltd, British Energy Generation Ltd, The Ministry of Defence, The Atomic Weapons Establishment, Devonport Royal Dockyard Ltd, Rosyth Royal Dockyard Ltd, Babcock Naval Services, GE Healthcare, British Nuclear Group Sellafield Ltd, Magnox Electric Ltd, Springfields Fuels Ltd

### Trades' unions

Civil Nuclear Constabulary Federation, Amicus, The First Division Association, The General, Municipal and Boilermakers Union GMB, The Public and Clerical Services Union PCS, Prospect, The Transport and General Workers Union TGWU, The Union of Construction Allied Trades and Technicians Union, UCATT, Unison

- 1991年にBEIR Vに基づく相対リスク(relative risk)モデルが導入された。
- ICD8の分類に従っている。
- 除外される疾病(悪性リンパ腫は対象から除外されていない!)
- Hodgkin's Disease,  
chronic lymphatic leukaemia,  
hairy cell leukaemia,  
malignant melanoma of the skin,  
malignant mesothelioma of the pleura, cataracts
- 23年間に概数で1200件の申請があり、106件が補償された。

## 資料7 昭和53年3月30日付、基発第186号(第3 新規定の運用上の留意点)

1. 改正省令及び告示の施行に伴う現行認定基準中の新規規定に係る条項の統替え等については、別途指示する予定であり、また、列挙疾病のうち、認定基準の定められていないものについては、今後、順次、「認定要件」として整備していく予定である。したがって、当面は、従来どおり、認定基準の定められている疾病については当該認定基準に基づき、その他の疾病については個別に業務起因性の判断を行うこととする。この場合、現行の認定基準の通達等により本省にりん伺することとなっている事案については当分の間従来どおりの取扱いとし、その他特に指示がなされていない事案についても当面各局において業務起因性の判断が困難であるものは本省にりん伺すること。

4. 新規規定に掲げられた疾病は、現在の医学的知見により業務との因果関係が確立しているとされる疾病を例示的に列挙したものであり、業務上疾病を制限的に列挙したものではない。したがって、別表各号末尾(第1号、第5号及び第8号を除く。)及び第9号に規定された包括的救済規定たる「その他」の規定には、新規規定には例示されないが業務との相当因果関係が個別に認められる疾病が該当する。労災保険給付の請求があった疾病が、新規規定に具体的に例示されていないからといって直ちに業務外と判断することのないよう、前記第1の1なお書、2(1)等の趣旨を体して業務との相当因果関係について慎重に検討を行ったうえ、適切な認定が行われるように留意すること。

5. 前記第1の2(1)において記したように、業務上疾病として災害補償又は労災保険給付の対象となる疾病は、業務と疾病との間に相当因果関係の認められるものであるという点については、新規規定に具体的に列挙された疾病と新規規定に列挙されていないが業務に起因することの明らかな疾病との間には、本質的な差異はない。しかしながら、新規規定に例示された疾病については一般的に業務との相当因果関係が推定されるのに対し、例示されていない疾病については業務との相当因果関係が確立していないものもあり、一般的な形での業務との相当因果関係を推定することができない。このため、災害補償の場合においては、請求人による相当因果関係の十分な立証を要する。また、労災保険給付についても、請求人がその従事していた業務の内容、り患している疾病の状態等の疎明を行うべき点は例示疾病と同様であるが、そのほか、労働基準監督署が行う相当因果関係の究明等の調査に対する協力等の負担が課せられることとなる。しかし、労災保険給付に係る業務上疾病の認定に当たっては、要すれば担当職員の調査、局医、専門医の意見聴取等行政庁が必要な補足的調査を行うことにより、請求人に上記のような最少限度の疎明を求めるほか、特に過重な負担を課さないよう十分配慮されたい。

## 資料8 労働基準法施行規則第35条専門検討会 開催要領

### 1 趣旨及び目的

業務上疾病の範囲を定めている労働基準法施行規則（以下「労基則」という。）第35条の規定は、保険給付の請求の容易化及び業務上疾病に対する迅速かつ公正な補償を図る目的で、昭和53年に抜本的な改正がなされた。

昭和53年の労基則の改正に当たり、中央労働基準審議会及び労働者災害補償保険審議会に対し諮問したところ、両審議会から改正規則の運用について配慮すべき事項として、新しい疾病の発生等に対処し得るような医学専門家による定期的な検討を行うべきである旨が答申に付記された。

そのため、平成12年度以降における業務上疾病として新たに検討を要する疾病の有無等について検討を行うとともに、本年6月に開催されたILO第90回総会において採択された職業病一覧表に係る勧告に対する我が国での対応について検討を行うために、労働基準局長が参集を依頼した医学の専門的知識を有する者によって構成される労働基準法施行規則第35条専門検討会（以下「本検討会」という。）を開催するものである。

### 2 主な検討事項

- (1) 第90回ILO総会で採択された職業病一覧表に係る勧告への対応に関する検討
- (2) 平成12年度及び平成13年度に業務上疾病としたもののうち、新たに労基則別表第1の2に追加すべきものの有無等の検討

## 資料9 臨界事故周辺住民健康診断における要精密検査の状況

実施年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
ガン検診の数(延べ数)	414	460	473	635	678	653	692	
要精密検査(延べ数)	33	27	30	45	45	41	53	
要精密検査通知人数	31	25	26	48(43?)	42	40	49	63

延べ数：ガン部位の総数

## 資料10 被ばく医療分科会報告（案） 12月14日、上部組織の「原子力施設等防災専門部会」で了承

平成18年12月6日 被ばく医療分科会

ジェー・シー・オー東海事業者臨界事故に係る周辺住民等の健康管理に関する報告について（案）

○ 本分科会は、平成13年より、周辺住民等の健康診断の実施結果の報告を受け、原子力安全委員会健康管理検討委員会報告（平成12年3月）に沿って、実施結果に関する審議を行ってきた。

○ 健康診断の実施目的は「周辺住民については、被ばく線量の大きさからみて放射線の被ばくと健康影響に因果関係を検出することは困難であり、健康に関する一般的な助言に資する」（健康管理検討委員会報告）ことであり、健康診断の実施結果の報告等を通じて、放射線の被ばくと健康影響に因果関係がないことを再確認し、また、心のケア相談の受診者にみられるようにメンタルヘルス対策としての実効性をあげていることを確認した。

○ 本分科会としては、これまでの報告に基づき、周辺住民等の健康影響に関する対応について毎年の報告を受ける必要性は科学的な見地からは十分小さいものと判断した。

<質問書：2、3 関連資料>

## 悪性リンパ腫はリンパ性白血病の「類似疾患」である

- 1) 悪性リンパ腫はリンパ性白血病と同じく、リンパ球細胞の悪性腫瘍の一形態である。両者は腫瘍細胞の起源及び、その形態的、免疫的、遺伝学的性質から、同類の疾患である。
- 2) リンパ性白血病と悪性リンパ腫との区別は、腫瘍の原発臓器（始めに腫瘍が発症した臓器）の違いであり、いわば病型の違いに過ぎない。骨髄および血液が原発である場合は血液疾患のリンパ性白血病となり、リンパ節などの免疫臓器が原発である場合は固形腫瘍の悪性リンパ腫となる。
- 3) ひとりの患者の臨床経過において、悪性リンパ腫がリンパ性白血病へと病型が移行することもよくみられる。

下記は国内外で最も広く用いられている内科学の教科書のひとつである「ハリソン内科学」からの引用。

### リンパ球系細胞の悪性腫瘍-

リンパ球系細胞の悪性腫瘍は、ヒトの悪性腫瘍の中では最も悪性度の低いものから最も悪性度の高いものまで及んでいる。これらの癌は分化の異なった段階の免疫細胞から生じ、広範囲にわたる形態的、免疫的、臨床的所見を呈する。正常の免疫系に対する知見から、これらの混乱しがちであった疾患に対する理解が進んだ。

リンパ球細胞の悪性腫瘍には、ほぼ必ず白血病（つまり骨髄と血液に原発する疾患）として現れるものがある一方、ほとんどの場合リンパ腫（つまり免疫系器官の固形腫瘍）として現れるものもある。また、白血病型としてもリンパ腫型としても出現するものもある。加えて、その臨床的特徴は疾患の経過によって変化することがある。この変化はリンパ腫の患者によくみられ、疾患の経過中に白血病に進展することがよく認められる。

(WHO 分類: 1999 年, 国際的な血液病学者と臨床腫瘍学者の間での見解の総意で考案)

表 97-3 リンパ系悪性腫瘍の WHO 分類

B 細胞	T 細胞	Hodgkin リンパ腫
前駆型 B 細胞腫瘍	前駆型 T 細胞腫瘍	結節性リンパ球腫瘍型 Hodgkin リンパ腫
前駆型 B リンパ球性白血病/リンパ腫(前駆型 B 細胞急性リンパ球性白血病)	前駆型 T リンパ球性リンパ腫/白血病(前駆型 T 細胞急性リンパ球性白血病)	古典的 Hodgkin リンパ腫
成熟型(未精製) B 細胞腫瘍	成熟型(未精製) T 細胞腫瘍	結節硬化型 Hodgkin リンパ腫
B 細胞慢性リンパ球性白血病/小リンパ球性リンパ腫	T 細胞慢性リンパ球性白血病	リンパ球腫瘍型古典的 Hodgkin リンパ腫
B 細胞前リンパ球性白血病	T 細胞前リンパ球性白血病	混合細胞型 Hodgkin リンパ腫
リンパプラズマ細胞リンパ腫	悪性 NK 細胞白血病	リンパ球減少型 Hodgkin リンパ腫
脾臓濾過性リンパ腫(土毛様リンパ腫)	成人 T 細胞白血病/リンパ腫(HTLV-1+)	
有毛細胞白血病	成人 T 細胞白血病/リンパ腫	
プラズマ細胞性骨髄腫/プラズマ細胞腫	腸症型 T 細胞リンパ腫	
断列性濾過性腺腫リンパ腫(MALT 型)	肝脾 T 細胞リンパ腫	
マンデルリンパ腫	皮下脂肪組織肉腫型 T 細胞リンパ腫	
濾過性リンパ腫	腸炎肉腫/Sézary 症候群	
腸性濾過性腺腫リンパ腫(土毛様 B 細胞)	皮膚原発型未分化大細胞型リンパ腫	
びまん性大細胞型 B 細胞リンパ腫	末梢性 T 細胞リンパ腫(他に規定のない限り)	
Burkitt リンパ腫/Burkitt 細胞白血病	血管芽球性 T 細胞リンパ腫	
	未分化大細胞型リンパ腫(原発性全身型)	

HTLV: ヒト T リンパ球白血病ウイルス, MALT: 粘膜関連リンパ組織, NK: ナチュラルキラー  
出典: Harris et al. より改変

(日本語訳「ハリソン内科学 第2版」672-673 頁、原著: Harrison's Principles of Internal Medicine, 16th Edition, 2004)

## 放射線が悪性リンパ腫発生のリスク因子のひとつであることは「医学的常識」

上記の教科書では、悪性リンパ腫発症にかかわるとされる環境因子について、下記の表にまとめられている。これらは、今日の医学的基礎データ及び疫学研究の結果、医師が当然認識しておくべき医学的知識として記載されているものである。(「ハリソン内科学 第2版」674 頁)

表 97-5 悪性リンパ腫発生のリスク上昇に関係する疾患あるいは曝露

遺伝性免疫不全症
Klinefelter 症候群
Chédiak-東症候群
毛細血管拡張性運動失調症
Wiscott-Aldrich 症候群
一般変異型免疫不全症
後天性免疫不全疾患
医療行為による免疫抑制
HIV-1 感染
後天性低γグロブリン血症
自己免疫疾患
Sjögren 症候群
セリアックスブルー
関節リウマチおよび全身性エリテマトーデス
化学物質または薬物への曝露
phenytoin
ダイオキシン, フェノキシハーバサイド
放射線
先行する化学療法および放射線療法

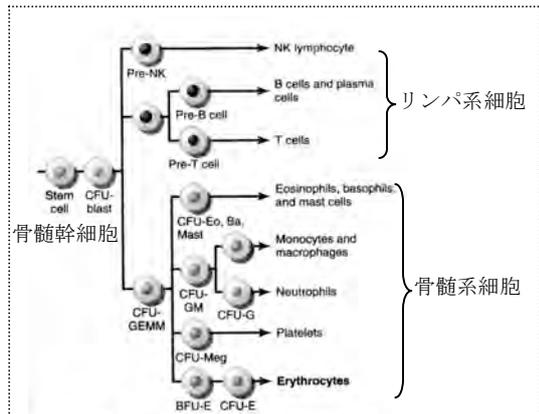


FIGURE 46-1 Schema of the development of the cells of the bone marrow. Ba = basophil; BFU = blast-forming unit; CFU = colony-forming unit; E = erythroid; Eo = eosinophil; G = granulocyte; GEMM = granulocyte/erythrocyte/macrophage/megakaryocyte; GM = granulocyte/macrophage; Meg = megakaryocyte; NK = natural killer

参考: 骨髄における細胞の分化成熟の模式図  
CECIL, Essentials Medicine, 6th Edition, 2004, p433

## 白血病類似疾患の多発性骨髄腫・悪性リンパ腫は、 白血病と同基準で速やかに労災認定すべき

基発 810 号では電離放射線作業の労災認定疾患として、白血病は例示されているが、類縁疾患である多発性骨髄腫や悪性リンパ腫が例示されていない。これは、基発 810 号が作成された 1976 年当時の医学的知見や疾患概念に依っているためとも考えられるが、その後 30 年間の医学研究の発展には、かなり大きなものがある。認定疾患に例示されていないために、実際には、これらの疾患での労災申請に大きな困難が生じている。厚生労働省は、医学・疫学研究の発展にもっと機敏に対応し、最新の科学的知見に即した労災認定疾患の内容に早急に改めるべきである。白血病類似疾患である多発性骨髄腫や悪性リンパ腫については、現在の医学的知見に基づき、白血病と同じ基準ですみやかに労災認定されるべきである。(資料作成: 振津かつみ)